

在アメリカ合衆国日本国大使館メールマガジン《第132号》2021年11月30日

◎目次

1. ワシントン日本語学校からのお知らせ
2. 日本大使館現地職員の募集（営繕担当）
3. パスポートに関する注意事項
4. 子供を連れた出入国に関する注意事項
5. 当館休館日（含：2022年）
6. 当館メルマガ案内

=====

1. ワシントン日本語学校からのお知らせ

=====

「2022（令和4）年度、新規入学生・転入生募集のご案内」

ワシントン日本語学校では、2022（令和4）年度、新規入学生・転入生の募集を開始しました。本校ホームページに、募集要項を掲載しておりますので、是非ご覧ください。以下のURLより「2022（令和4）年度 新規入学生受付開始」のバナーをクリックしてお進みください。
<https://www.wjls.org/>

【ワシントン日本語学校（補習授業校）とは】

- ★文部科学省から派遣された2名の派遣教員の指導のもと、日本の学習指導要領に準じて主要な教科を学習します。
- ★日本語を学ぶ学校ではなく、日本語で各教科を学ぶ学校です。

【募集対象児童・生徒】

- 1) 新規に幼稚園・小学部1年へ入学を希望される児童
- 2) 新規に小学部2年以上に転入学を希望される児童・生徒

【募集締切】

2022年1月4日（火）午前9時

ワシントン日本語学校 事務局
Washington Japanese Language School
TEL: (301)962-7410
Email: <mailto:wjls@wjls.org>

=====

2. 日本大使館現地職員の募集（営繕担当）

=====

当館では、営繕業務に従事する現地職員（常勤）を募集しています。応募要領は以下のリンクからご確認ください。
<https://www.us.emb-japan.go.jp/files/100266141.pdf>

=====

3. パスポートに関する注意事項

=====

【パスポートの残存有効期間】

●パスポートの有効期間に起因し、以下のような事例が発生しています。お持ちのパスポートの残存有効期間を今一度ご確認ください。

- ・空港の航空会社窓口でチェックインしようとした際、渡航先国で必要とされるパスポートの残存有効期間が不足していることがわかり、渡航を断念した事例
- ・急な用事で帰国／出張する必要が生じたが、パスポートの有効期間が満了していることに気づき、直ちに渡航することができなかった事例

●原則、日本のパスポートは、残存有効期間が1年未満となると新しいパスポートへの切り替えができます。通常、当館ではパスポートの申請を受理してから5業務日以降に交付を行っており、例外的な緊急発給は人道的配慮を要する特段の事情がある場合に限られます。また、年末年始は当館の休館日も多くなりますので、パスポートの残存有効期間が1年未満の方は、急な渡航・不測の事態に備え、早めの申請をご検討ください。

◎当館ホームページ：旅券（パスポート）

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html

【パスポート用写真の規格】

●パスポート用写真の規格は国際民間航空機関（ICAO）の勧告に基づいて定められ、不適当な写真を用いた場合、渡航者は出入国の際に不利益を被る可能性があることから、当館では、パスポート申請に際し提出された写真が規格を満たしていないと判断される場合、写真の再提出（撮り直し）をお願いしています。

●当館に対する最近の申請で、不適当と認められる主な事例は以下のとおりです。

- ・顔または背景に影が写っている
- ・ピンぼけや手ぶれ、画素不足により不鮮明
- ・口角が上がり、実際の容姿と著しく異なる
- ・メガネのフレームが目にかかっている
- ・縦・横の比率が変えられている（例：実際の容姿より面長になっている）
- ・現在の容姿と異なる（例：申請日から6か月以上前に撮影された写真）

●写真の再提出は申請者の皆様のご負担となり、加えて、パスポート発給までに通常以上の時間を要することから、パスポート申請をご予定の方はパスポート用写真の規格を事前にご確認ください。

◎外務省：旅券（パスポート）用写真についてのお知らせ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100171389.pdf>

=====

4. 子どもを連れた出入国に関する注意事項

=====

●国によっては、一方の親のみが子どもを連れて出入国する場合に、渡航同意書の提示を求められることがあります。また、あらかじめ裁判所に子どもを連れた出国の許可を求めなければならない国もあります。

●米国税関・国境警備局（CBP）は、未成年の子どもが一方の親または親以外（祖父母その他親戚、友人、両

親不在のグループ旅行の責任者等)に同伴されて米国に入国または米国から出国する場合、同伴しない親から、子どもの渡航に対する「同意書」を予め取得し、渡航に際し携行することを強く推奨しています。なお、一方の親が子どもの渡航に同伴する場合で、その親が当該子の単独親権者である場合には、それを証明する文書(裁判文書、もう一方の親の死亡証明等)を携行するよう推奨しています。これら文書は米国の出入国にあたって必ずしも提出を求められるものではありませんが、米国あるいは諸外国での出入国に際し、出入国管理当局に子の不法な連れ去りを疑われた場合には、これら文書をもって正当な渡航であることを自ら証明する必要があります。

(注)日本を出入国する際には、渡航同意書を提示する必要はありません。

◎日本国外務省

・ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

・「えっ!親子の海外渡航が誘拐に?」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000143587.pdf>

・安全対策基礎データ(米国):

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_221.html

→「滞在時の留意事項」7.(4)ご参照

・未成年者の旅券発給申請における注意点

<https://www.mofa.go.jp/announce/info/passport.html>

◎当館

子の親権・連れ去り/家庭内暴力(DV)問題について

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/domestic-issues.html

◎米国税関・国境警備局(CBP)

一方の親または親以外が同伴する子の渡航(英語)

https://help.cbp.gov/s/article/Article-3643?language=en_US

=====

5. 当館休館日のご案内(2021年12月~)

=====

<2021年>

12月24日(金) Christmas Day(振替休日)

12月29日(水) 年末休暇

12月30日(木) 年末休暇

12月31日(金) 年末休暇

<2022年>

1月3日(月) 年始休暇

1月17日(月) Birthday of Martin Luther King, Jr.

2月21日(月) Washington's Birthday

2月23日(水) 天皇誕生日

3月21日(月) 春分の日

4月15日(金) Good Friday

5月30日(月) Memorial Day

6月20日(月) Juneteenth Day(振替休日)

7月4日(月) Independence Day

9月5日(月) Labor Day

9月23日(金) 秋分の日

10月10日(月) Columbus Day／スポーツの日
11月11日(金) Veterans Day
11月24日(木) Thanksgiving Day
11月25日(金) Day After Thanksgiving
12月26日(月) Christmas Day (振替休日)
12月29日(木) 年末休暇
12月30日(金) 年末休暇
(週休日：土曜、日曜)

→ https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/info.html

各種申請・受取りで来館予定の方は上記休館日にご留意ください。なお、パスポート等、申請から交付までに日数を要する手続きもありますので、早めの申請をお願いいたします。なお、大雪等の悪天候時における当館の勤務体制は、米国連邦政府が発表する措置に準じています。人事管理局(OPM)がホームページ上で「Federal agencies are CLOSED」を発表した場合には、原則として当館も臨時閉館となり、領事窓口も閉鎖されます。

◎米連邦政府人事管理局(OPM)

<https://www.opm.gov/policy-data-oversight/snow-dismissal-procedures/current-status/>

※当館閉館中でも、緊急のご用件の場合は当館代表番号(202-238-6700)までお電話ください(事件・事故の第一報は「911」)。緊急電話受付サービスへ転送されます。

=====
6. 当館メールマガジン(メルマガ)のご案内
=====

メルマガにご登録いただくと、領事出張サービスや邦人子女向け教科書配布等の案内、日本の各種制度に関するお知らせ等をEメールで受け取ることができます。お知り合い・同僚の皆様へぜひご案内ください。

◎当館メルマガ案内(配信登録・中止)

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html#info

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700(代表)

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html